

長崎市こども基金

長崎市では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、平成20年4月に「長崎市こども基金」を創設しました。

基金はこのようにして増やします

子どもが健やかに育つための寄附
市民・事業者・団体からの

寄 附



さらに同額を長崎市から基金へ
長崎市から

寄附と同額



寄附された金額と同額（2倍）
を基金に上乗せ

マッチング方式

こども基金

こども基金は、
このような事業に使われます

「こども基金」は、こどもの安全安心に関する事業や子育て家庭からのニーズが高い事業であって、「臨時的・緊急的に事業を実施するもの」「計画を前倒ししてでも対応することが必要なもの」に加え、「寄附していただく市民の方の気持ちが直接、子どもたちに届けられるもの」に活用しま

基金活用事業の実績

- 認定こども園移行支援事業費
- 児童クラブ施設整備事業費
(うち大規模クラブ解消にかかる経費分)
- なかよし絵本事業費
(幼稚園・保育所等に絵本を配布)
- わくわく歯みがき推進事業費
(幼児健診での歯ブラシの配布)

寄附金は、税金の控除や損金算入の
対象になります

【個人が寄附した場合】

- ◆所得税の寄附金控除（所得控除）
(寄附金の額-2,000円) × 「寄付者の所得税率」
 - ・控除の対象となる寄附金は総所得金額等の40%を限度
- ◆住民税の寄附金控除（税額控除）
 - ① (寄附金の額-2,000円) × 10%
 - ② (寄附金の額-2,000円) × (90%-「寄付者の所得税率」)
 - ・控除の対象となる寄附金は総所得金額等の30%を限度
 - ・①と②の合計額を税額控除
 - ・②の額については、個人住民税所得割額の2割を限度

詳しくは、長崎市役所 市民税課

095-829-1133へお問い合わせください。

【法人が寄附した場合】

- ◆法人税の損金算入
地方公共団体に対する寄附金は、その全額が損金に算入されます。



寄附の方法

長崎市子ども基金では、随時、皆様からの寄附を受け付けています。
長崎市子ども基金へ寄附を希望される個人や企業の方は、下記の申込書に必要事項を記載し、長崎市子ども部子ども政策課（市役所2階）まで郵送かFAXでお申し込みください。
また、皆様からいただいた寄附の状況や用途については、広報ながさき等を通じて、市民の皆様にはわかりやすくお知らせいたします。



長崎市子ども基金寄附金申込書

郵送の場合 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号長崎市子ども部子ども政策課
FAXの場合 095-829-1275

お名前	お申し込み日
フリガナ -----	年 月 日
ご住所	
〒 -----	
電話番号	FAX
-----	-----

私は、長崎市の子ども・子育てを応援するために寄附を申し込みます。

寄附申込金額
円

ご入金方法 (1つお選びください)

- 1 納付書により所定の金融機関の窓口でご入金
- 2 長崎市子ども部子ども政策課の窓口現金を持参

申し込み・お問い合わせ **長崎市子ども部子ども政策課**

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

☎095-829-1278 FAX095-829-1275

✉ kodomoseisaku@city.nagasaki.lg.jp